最終更新日:2015年11月30日
酉島製作所
代表取締役社長 原田　耕太郎
問合せ先:072-695-0551 総務部長　高橋広人
証券コード:6363
http://www/torishima.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は金銭の赤字は出しても信用の赤字は出すなを社是として、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献すると言う企業理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取組み、内部統制システムの充実とコーポレートガバナンス体制の強化を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4　議決権プラットホームの利用及び招集通知の英訳
当社は、議決権電子行使プラットホームの利用及び招集通知の英訳は実施しておりません。
今後、機関投資家比率、海外投資家比率の推移を踏まえて導入の検討をしてまいります。

補充原則4-2-1 経営陣の報酬
今後、固定報酬と短期的業績と連動する報酬及び中長期的業績と連動する報酬の割合や、現金報酬だけでなく自社株による報酬を含めた設定を検討してまいります。

補充原則4-11-3　取締役会の実効性の評価
当社の取締役会の実効性に関する分析・評価の導入について検討・準備し、準備が整い次第導入したいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4　いわゆる政策保有株式
(1)政策保有に関する方針
当社は、継続的な成長を続けるため、資金調達や外注機器の安定供給用を確保すること等を目的として、上場株式を政策保有株式として保有しております。その保有の可否については、取締役会において取引関係の円滑化・強化等によって得られる当社の事業遂行上の利益や社会情勢等を総合的に勘案し、定期的に検討しております。
(2)議決権行使基準
同株式に対する議決権行使は、その議案が株主価値向上に資するものか、当社の保有目的に適合するか等を総合的に勘案した上で、議決権への賛否を判断しております。

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、主要株主や子会社との関連当事者取引については、関連法令に基づき適切に開示します。
また、取締役と会社間の利益相反取引については、取締役会規則にて取締役会の承認・報告事項として定め、適切な手続きを定めております。

原則3-1　情報開示の充実
(1)当社の経営理念、中期経営計画については事業報告書、有価証券報告書等において開示しております。
(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「基本的な考え方」及び「業務執行、監査・監督、指名、報酬等の決定の機能に関する事項」に記載するほか、有価証券報告書において開示しております。
(3)取締役等の報酬に関しては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書において開示しております。
(4)経営幹部の選任と取締役候補の指名に関しては、当社の持続的な成長と中期的な企業価値の向上に資する人物を指名すべく、当社の取締役として相応しい豊富な経験・高い見識、高度な専門性を考慮し、代表取締役が推薦する取締役候補について取締役会で協議し決定しております。取締役会においては、社外取締役2名による客観的な視点を踏まえることで、透明性・公正性のある選任・指名手続きを確保しております。
(5)個々の選任・指名に関し、社外取締役の候補者については個々の指名理由を「招集通知」の株主総会参考資料に記載しております。社内出身の取締役の候補者については、「招集通知」の株主総会参考資料に個々人の経歴を記載しております。

補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は、法令及び定款に定められた事項並びに取締役会規則に定めた重要な業務執行事項を取締役会にて決定しております。
それ以外の事項については、代表取締役及び業務執行役員に決裁権限を委任しております。
なお、当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めており、今後は、取締役会の監督の機能強化と意思決定の迅速化を実現すべく、適宜、関係規則の見直しを行ないます。

原則4-8　独立社外取締役会の有効な活用
本コード原則4-7を踏まえ、当社は2名の独立社外取締役を選任しております。

原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東証が定める独立性基準に基づき社外取締役の独立性を確保しております。

補充原則4-11-1　取締役会の構成等に関する考え方
当社は、更なる企業価値の向上を実現するためにグローバル市場におけるマーケットの拡大と要求される高度な技術力を養う必要があると考えております。営業、生産、技術の他、それらを支える経営戦略・管理業務に精通した人材を配置するとともに、社外での豊富な経験と知見を持ち合わせた社外取締役を複数名選任することで、取締役会の議論の活性化を図ります。

また、適正な規模については、会社の事業規模を勘案し、定款にて12名以内と定めております。

補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況
当社は、有価証券報告書等で開示しております。

補充原則4-11-3　取締役会の実効性の評価
上記「各原則を実施しない理由」に開示している通りです。

補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニング
当社は、各取締役がその期待される職務・責任を全うするように、必要に応じてトレーニングを受ける機会を提供しており、その費用は会社が全面的に負担しております。
また、社外取締役には、就任時に当社に対する理解を深めることができるよう、当社の事業の内容や現状、今後の経営戦略等を説明しております。

原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
当社は、管理部門内にIR・広報グループを設けております。
主なIR活動として、社長自ら出席して今後の方針等を語る株主懇話会（定時総会後）及び年一回東京で開催する決算説明会を実施しております。その他四半期毎に東京と大阪でスモールミーティングの開催や機関投資家への訪問を行っております。
機関投資家やアナリストの皆様からの対話（面談）に関しては、IR担当者が対応しておりますが、必要に応じて社長を含む担当役員が面談等に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人原田記念財団	2,810,446	9.40
株式会社りそな銀行	1,286,687	4.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,266,608	4.23
株式会社三井住友銀行	1,266,000	4.23
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,250,000	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	802,400	2.68
株式会社栗本鐵工所	652,200	2.18
株式会社日阪製作所	619,900	2.07
三精テクノロジーズ株式会社	551,000	1.84
フジテック株式会社	488,000	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津田　晃	他の会社の出身者								○			
伯川　志郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田　晃	○	○	日立キャピタル株式会社　社外取締役 当社は当該社外取締役の兼職先であります日立キャピタル株式会社との間に取引等の利害関係はありません。 宝印刷(株)　取締役 当該社外取締役の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断しております。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。	豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外取締役に適任と判断しています。

伯川　志郎	○	○	公認会計士、福岡市監査委員 福岡市と当社は、公共工事における入札制度に基づき落札した工事契約により取引することがありますが、入札制度の性質に照らして、株主、投資家の判断及び社外取締役としての職務執行に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断しております。 同氏は、平成21年3月期まで有限責任監査法人トーマツにおいて業務執行社員として当社グループの監査を実施していましたが、公認会計士協会の定める独立性の指針に照らして、独立性の判断に影響を及ぼしうる事項には該当せず、利害関係もありません。 上記を踏まえ、同氏は東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として届け出ております。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の社外取締役に適任と判断しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助を含め、取締役会から特命された事項を担当する取締役を配置しております。
当該担当取締役は非業務執行取締役であります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、内部監査結果の報告を受け、また会計監査人の監査への立会いなど綿密な連携を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止し、それに代わる株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止し、それに代わる株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

監査等委員会設置会社に移行後は、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、年額180,000千円以内、
監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内と設定しております。
ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）監査等委員でない取締役
　監査等委員でない取締役の報酬については、取締役会で協議し決定しております。
　業務執行取締役については、会社業績を反映させた業績連動の報酬を、基本としております。
　非業務執行取締役については、役割・職務の内容を勘案した固定報酬を採用しております。
（2）監査等委員である取締役
　監査等委員である取締役の報酬は、職務分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専属のスタッフは設置しておりませんが、取締役会において経営判断に対する監督・助言ができるよう、経営企画部門及び管理部門が中心となって事前に資料の提供及び説明を行っております。
また、監査等委員会においては、監査に必要な情報を随時取得できるよう、常勤監査等委員及び内部監査を通じて資料の提供及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1） 執行役員制度を導入し、経営における監督機能を担う取締役と業務執行役員の責任と役割を明確化しております。

（2）迅速かつ適切な経営判断を行うために、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関として執行役員会をそれぞれ設置しており、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。

（3）取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成し、経営方針・目標・戦略など重要事項に関する意思決定と業務執行取締役の業務遂行状況について監督を行っています。取締役会の経営判断の妥当性・適法性については、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役が、客観的・専門的視点に立って監査・監督を行う体制をとっています。

（4）執行役員会は、業務執行における重要課題の事前審議、経過並びに結果報告等の場として、必要に応じて管理者の出席を求め開催しております。

（5）内部監査室を置き、監査等委員会及び会計監査人との情報・意見の交換を行い連携を取りながら、内部統制に関する教育活動、業務監査等を実施し、内部統制システムの整備に取組んでおります。

（6）コンプライアンス委員会、品質委員会、安全衛生委員会、環境委員会、リスク管理委員会等の各種委員会を設置し、特定部門に偏らない横断的な人選にて不測の事態の発生防止とその対応に努めております。

（7）役員報酬については、株主総会にて決議された支払い限度額内で取締役会、監査等委員会でそれぞれ決定しております。

（8）役員退職慰労金は廃止し、それに代わり取締役を対象として株価と連動する株式報酬型ストックオプションを導入しております。

（9）会計監査の状況
1. 業務を執行した公認会計士の氏名（所属する監査法人名）
　業務執行社員：内藤真一、甲斐祐二（有限責任監査法人トーマツ）
2. 監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士5名、その他4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業規模の拡大・グローバル展開に見合う効率的かつ実効的な監査・監督体制を整備するには、監査等委員会設置会社の制度設計を活かした現状のコーポレート・ガバナンス体制が適切かつ有効であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の23日前に発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に一回、決算発表の時期に合わせて東京にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、環境マネジメントシステム、会社案内、企業理念、その他決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報グループを設置し、担当者を2名配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「酉島グループコンプライアンス行動基準」においてステークホルダーの立場につき規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、1999年7月にISO14001を取得し、また2003年度から環境報告書を、2009年度からCSR報告書をホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「酉島グループコンプライアンス行動基準」においてステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示につき規定しております。
その他	当社は、2008年度より毎年、社会・地域・教育現場への貢献策として、出前授業（トリポンスクール）を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出すな」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとする。

2．職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、

（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握

（イ）企業倫理に関する内部監査についての指導・助言

（ウ）企業倫理に関する教育計画・活動についての指導・助言

（エ）相談窓口への連絡に対する指導・助言

（オ）その他有事発生時の指導・助言を任務とする。

3．当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行う。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存及び保管

当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行う。

（3）損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程に定め、体制を整備する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1．当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図る（平成18年6月29日付けで執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

2．当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行う。

（5）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1．当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行う。

2．当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を把握する。

（6）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

1．当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めが合った場合には、監査等委員会と協議の上で合理的な配置を行う。

2．上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等員会の同意を得た上で決定する。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保する。

（7）取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等員会に報告を行う体制を整備する。

2．前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとする。

3．内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整える。

4．第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用する。

5．監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を会社に対して請求できるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応する。

2．当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生事には速やかに対処できる体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社では、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行員を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（平成20年5月14日実施の取締役会にて決議）を導入しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、金融商品市場の公正性と健全性を資することを目的として、投資者等に対して、適切な会社情報の開示に努めております。
金融商品取引法、その他関係諸法令及び金融商品取引所に定める諸規則により開示が必要とされる会社情報のみならず、
開示することが投資者に有益と判断される会社情報についても積極的に開示に努めております。

コーポレートガバナンス体制

